

副業型地域活性化起業人 契約等チェックリスト

契約等の締結に際し、受入自治体と副業型地域活性化起業人になろうとする者にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- ☐ 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- ☐ 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- ☐ 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- ☐ 起業人が勤務する企業等は以下のいずれかに所在すること。
 - ・三大都市圏
 - ・三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
- ☐ 起業人は、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- ☐ 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- ☐ 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。
- ☐ 起業人は、勤務する企業等から、起業人になる旨の承諾等を事前に得ていること。
(受入自治体への承諾書等の提出が必要)
- ☐ 起業人の勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- ☐ 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- ☐ 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- ☐ 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- ☐ 過去に他の自治体において起業人として活動した実績の有無を本人に確認していること。
- ☐ 契約書等に「副業型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。

【三大都市圏に所在する企業の場合】

- ☐ 受入自治体は、以下の市町村であること。
 - ①三大都市圏外の市町村
 - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業の場合】

- ☐ 受入自治体は、上記①、②のうち、指定都市、中核市または県庁所在市以外の市町村であること。
- ☐ 起業人が勤務する企業等は、受入自治体と同一道県内に所在する企業でないこと。

【問合先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：０３－５２５３－５３９２ メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp